

江府町営バス売払い説明書

江府町が行う物件（町営バス）の一般競争入札による売払いについて、下記のとおり実施する。

1. 売払い物件

入札件名： 中型バス

車 名： 日野

台 数： 1台

初期登録年月： 平成21年 1月

車検満了期日： 平成30年 1月14日

※詳細については、別紙「車両概要書」のとおり

2. 売払い条件

① 契約について

買受人は落札決定後、指定の期日までに売買契約を締結すること。

② 代金支払について

契約締結後、指定期日までに売買代金を支払うこと。

③ 車両の名義変更及び諸手続きについて

車両の名義変更は指定期日までに買受人が行うこと。

諸手続きに関する費用は全て買受人の負担とする。

④ 車両引渡しについて

車両は現状による引き渡しとなるため、引渡し後の不具合等については一切保証しない。

⑤ 車両の整備について

買受人は売買物品の乗用開始にあたり、自己の負担で必要な整備を行い十分に安全を確認すること。

3. 売払い物品の公開日時及び場所

日時： 平成29年11月21日（火）、22日（水）及び12月6日（水）
午前10時から午後4時まで

※車両内部の確認を希望する場合は、事前に役場住民課まで連絡すること

場所： 江府町営バス営業所 駐車場（江府町大字江尾2076番地13）

4. 入札参加申込書の提出期限及び提出先

提出期限： 平成29年12月8日（金）正午まで（必着）

提出先： 江府町役場 住民課

〒689-4401 鳥取県日野郡江府町大字江尾475番地

5. 欠格事項

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号又は第6号に該当する者
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147条）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員もしくは構成員
- ④ ②又は③に掲げる者から委託を受けた者
- ⑤ 市町村県民税、固定資産税及び国民健康保険税等に未納の税額がある者
- ⑥ 町特別職及び一般職において当該入札にかかわる者

6. 入札手続き

この入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（別紙1）及び必要書類を前記4の期限までに提出すること。

資格が適当と認めるときは、申込者に対して入札参加指定書を交付する。

7. 入札日時

入札は、入札参加指定書を交付した者のみを対象として行うものとする。

日時：平成29年12月15日（金）午前10時00分

場所：江府町役場

8. 入札方法

- ① 入札は、町が指定する入札書（別紙2）に入札金額、住所、氏名を記入押印し封筒に入れて行う。
- ② 入札金額は、消費税を含んだ額とすること。
- ③ 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。
- ④ 入札開始時間までに入札場所に参集しなかった者は、入札に加わることはできない。
- ⑤ 郵送による入札は、認めない。

9. 入札保証金

入札保証金は不要とする。

10. 落札者の決定について

- ① 町が定める予定価格以上で、最高の価格にて入札した者を落札者とする。
（予定価格は公表しない）
- ② 落札者が決定しない場合は、再々度入札まで行うものとする。

- ③ 最高の価格にて入札した者が2名以上いるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- ④ 再々度入札においても落札者が決定しない場合は、予定価格に最も近い最高の価格を入札した者と随意契約の方法により契約を締結する場合がある。

1 1. 入札の無効

- ① 入札に参加する資格がない者がした入札
- ② 入札金額が加除訂正されている入札書、入札金額以外の記載事項に訂正の押印の無い入札書又は、入札要件若しくは入札金額の記載が明確でない入札書による入札
- ③ 入札書に入札者の住所、氏名、押印のない入札書による入札
- ④ 入札者又は代理人が同一事項に対して二つ以上の入札書を提出した場合
- ⑤ 記載した文字を容易に削除することができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- ⑥ ①～⑤に掲げるものの他、入札者があらかじめ指定した事項に違反した入札

1 2. 異議申立て等の禁止

入札参加者又は代理人は、買受人決定後はこの説明書及び入札説明等の内容の不明確を理由として異議申立て等はできない。

1 3. 契約金額

落札決定後は、入札書の「入札金額」欄に記載された価格をもって契約を締結する。

入札価格には消費税相当額を含んだ価格を記入すること。

1 4. 契約の締結

買受人は、指定期日までに契約締結及び売買代金の一括納付をすること。

1 5. 物件の引き渡し

入札日から売買物品の引き渡しまでの流れは以下のとおりとする。

- ① 入札（買受人の決定）：平成29年12月15日（金）午前10時
- ② 売買契約書の締結期限：平成29年12月22日（金）まで
※個人で申し落札した場合には、本籍地のある市町村が発行する身分証明書の写しを提出すること
- ③ 売買代金の納付：平成29年12月29日（金）までに全額を一括納付
※指定の口座又は役場出納室で納付のこと
- ④ 譲渡証明書の交付：納入確認ができた日以降
- ⑤ 名義変更等の手続き：平成30年1月12日（金）までに買受人が行うこととする。

- ⑥ 物品の引き渡し： 名義変更の完了を確認できた日以降に江府町防災基地
駐車場にて引き渡すこととする。

16. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容を公表することがある。

17. その他

町は売払い物品につき、かし担保及び危険負担の責は契約締結日以降これを負わ
ないものとする。

なお、この説明書に定めのない事項については、町の関係条例、規則に基づき
処理することとする。